

「民法第三百八条の二に規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令案」に関する概要説明

第1 省令制定の趣旨

第213回国会において成立し、令和6年5月24日に公布された「民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）」（以下「改正法」という。）による改正後の民法（以下「新民法」という。）第308条の2は、子の監護費用として相当な額につき先取特権を付与し、その額の算定については法務省令に委任することとし、新民法第766条の3第1項及び第2項は、父母が子の監護費用の分担についての定めをすることなく協議離婚をした場合に、離婚時から引き続き子の監護を主として行う父母の一方は、他の方に対し一定額の養育費（以下「法定養育費」という。）の支払を請求することができることとし、その額の算定については法務省令に委任することとしている。

「民法第三百八条の二に規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令案」（以下「本省令案」という。）は、新民法第308条の2並びに第766条の3第1項及び第2項の委任に基づき、必要な事項を規定するものである。

第2 本省令案の内容

1 本省令案第1条

新民法第308条の2は、子の監護費用として相当な額につき先取特権を付与することとしており、これにより、養育費の債権者は、債務名義がなくても民事執行の申立てをすることができ、かつ、他の一般債権者に優先して弁済を受けることができるようとなる。他方で、同条は、養育費債権に優先性を認めつつ、養育費の債権者とこれに劣後する他の債権者との均衡にも配慮する観点から、先取特権が付与される額を、子の監護に関する義務等に係る「確定期限の定めのある定期金債権の各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額」に限定することとし、その額の算定については、「子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して当該定期金により扶養を受けるべき子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」と規定して法務省令に委任している。

本省令案第1条は、新民法第308条の2の委任に基づき、先取特権が付与される子の監護に要する費用として相当な額を、一月当たり8万円に定期金により扶養を受けるべき子の数を乗じて得た額とするものである。

(補足説明)

先取特権を行使する養育費の債権者にとって利用しやすく、他の債権者にとっても予測可能性の高い制度とするためには、「子の監護に要する費用として相当な額」は、できる限り明確な特定額で定めることが相当であるところ、「子の監護に要する標準的な費用その他の事情」として、消費支出（別紙1参照）、調停離婚等の事件において定められた養育費の額（別紙2-1参照）の動向等も勘案すると、一月当たり8万円までは、実務において定められる養育費の額として相当な範囲内であり、子の生活の保護という観点から、他の債権者が養育費の債権者に劣後することとなる額として合理性が認められ、また、一月当たり8万円を超える養育費は比較的高額であるといえ、そのような養育費を定める場合には債権者において債務名義を取得することを期待することができると考えられる。

子が複数となるときについては、実務において定められる子一人当たりの養育費の額が遞減する傾向が認められるものの、実際に先取特権を行使することができる金額は父母の協議や調停等により定められた金額となることや、基準の明確性等を考慮し、子一人当たりの一月当たりの額である8万円に子の数を乗じて得た額としている。

2 本省令案第2条第1項

新民法第766条の3は、父母において養育費の決め等がされるまでの間、離婚の時から引き続き主として子を監護する父母の一方が、他方に對し、離婚時から一定額の養育費（法定養育費）を請求することができるとしている。法定養育費は、父母の収入等といった個別の事情にかかわらず一律に定まるものであり、かつ、父母において養育費の決め等がされるまでの間に請求することができる暫定的・補充的な性質のものである。同条第1項は、法定養育費の額の算定について、「父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」と規定して法務省令に委任している。

本省令案第2条第1項は、新民法第766条の3第1項の委任に基づき、法定養育費の額を、2万円に同項の規定による請求をする父母の一方が離婚の時から引き続き監護を主として行う子の数を乗じて得た額とするものである。

(補足説明)

法定養育費を請求する父母の一方にとって利用しやすく、他方にとって

も予測可能性の高い制度とするためには、法定養育費の額は、できる限り明確な特定額で定めるのが相当である。そして、この額を定めるに当たっては、父母の収入等の個別の事情とは無関係に一律に定まるものであることや、法定養育費の制度が飽くまでも当事者間で取決めがされるまでの暫定的・補充的な性質を有するものであり、個別の事案における妥当な養育費の額は、新民法第766条の趣旨等に鑑み、父母の実際の収入等の具体的な事情を踏まえ、子の利益の観点から父母の協議や家庭裁判所等により定められるべきものであることが前提になる。その上で、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情」として、消費支出（別紙1参照）、調停離婚等の事件において定められた養育費の額（別紙2-1参照）、ひとり親世帯において取り決められた養育費の額（別紙2-2参照）のほか、生活保護法に基づく生活扶助基準額の算出方法の考え方（別紙3-1参照）、児童手当や児童扶養手当等の社会保障給付の支給額（別紙3-2参照）の動向等も勘案すると、一月当たり2万円と定めることが相当であると考えられる。

また、子が複数となるときについては、実務において定められる子一人当たりの養育費の額が遞減する傾向が認められることは前記1のとおりであるが、法定養育費が暫定的なものであること、子一人当たりの金額が子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用を勘案して定められることや、基準の明確性等を考慮し、子一人当たりの額である2万円に子の数を乗じて得た額としている。

3 本省令案第2条第2項

新民法第766条の3第1項は、毎月末に法定養育費の支払を請求することができることとしていることから、法定養育費の請求権の始期（離婚の日）が属する月や、その終期（協議若しくは審判により養育費の額が定められた日又は子が成年に達した日のいずれか早い日）が属する月については、その月に請求することができる法定養育費の額について日割計算をする必要がある。同条第2項は、この日割計算の方法を法務省令に委任することとしている。

本省令案第2条第2項は、新民法第766条の3第2項の委任に基づき、同項の規定による日割計算を、法定養育費の請求権の始期や終期が属する月の日数を基礎として行うことを定めるものである。

4 本省令案第2条第3項

新民法第766条の3は父母が協議上の離婚をした場合について規定し

ているが、この規定は、婚姻の取消し、裁判上の離婚及び父が認知する場合についてそれぞれ準用されている（同法第749条、第771条及び第788条）。

本省令案第2条第3項は、新民法第749条、第771条及び第788条において同法第766条の3第1項及び第2項を準用する場合に、本省令案第2条第1項及び第2項を準用することを定めるものである。

5 本省令案附則第1項

本省令案附則第1条は、本省令案の施行日を改正法の施行日と定めるものである。

6 本省令案附則第2項

本省令案附則第2条は、本省令案の規定について、本省令案の施行後、本省令案の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとすることを定めるものである。

以 上

(別紙1)

全国家計構造調査（総務省統計局）

直近の令和元年全国家計構造調査によれば、母子世帯（母親と18歳未満の未婚の子どもの世帯、平均世帯人員2.44人、世帯主の平均年齢39.2歳）の消費支出は、19万6379円であり、費目別に見ると、下記のとおりである。

- | | |
|-----------|-------------------|
| ○ 食料・外食 | 約 5万1451円 (26.2%) |
| ○ 住居 | 約 2万8671円 (14.6%) |
| ○ 光熱・水道 | 約 1万5121円 (7.7%) |
| ○ 家具・家事用品 | 約 6088円 (3.1%) |
| ○ 被服及び履物 | 約 8837円 (4.5%) |
| ○ 保健医療 | 約 6481円 (3.3%) |
| ○ 交通・通信 | 約 3万1421円 (16.0%) |
| ○ 教育 | 約 9033円 (4.6%) |
| ○ 教養娯楽 | 約 1万5514円 (7.9%) |
| ○ その他消費支出 | 約 2万3565円 (12.0%) |

(別紙2)

1 司法統計年報（3家事編）（最高裁判所事務総局）

直近の令和6年司法統計年報（3家事編）によれば、調停離婚、協議離婚届出の調停成立又は審判離婚の事件で、「母を監護者と定めた未成年の子」の数が1人～3人の場合における、夫から妻への養育費支払額の合計金額は、次の表のとおりである。

月額	子1人	子2人合計	子3人合計
2万円以下	9. 3%	8. 3%	9. 8%
2～4万円 (4万円以下)	34. 5% (43. 8%)	25. 1% (33. 4%)	21. 3% (31. 2%)
4～6万円 (6万円以下)	27. 8% (71. 6%)	24. 9% (58. 3%)	21. 4% (52. 5%)
6～8万円 (8万円以下)	13. 6% (85. 2%)	17. 1% (75. 4%)	10. 0% (62. 5%)
8～10万円 (10万円以下)	6. 6% (91. 7%)	10. 1% (85. 5%)	13. 2% (75. 8%)

()内の数値は、枠ごとの割合を累積した数値である。

2 全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

直近の令和3年度全国ひとり親世帯等調査によれば、養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯（注）で、養育費の額が決まっている世帯について、子の数別の養育費（1世帯平均月額）は次の表のとおりである。

	子1人	子2人合計	子3人合計
母子世帯	4万0468円	5万7954円	8万7300円
父子世帯	2万2857円	2万8777円	3万7161円

（注）令和3年度全国ひとり親世帯等調査によれば、母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も養育費を受けている」が28. 1%、「養育費を受けたことがある」が14. 2%であり、父子世帯の父の養育費の受給状況は、「現在も養育費を受けている」が8. 7%、「養育費を受けたことがある」が4. 8%である。

(別紙3)

1 生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法

生活保護制度における「最低生活費」は、①生活扶助基準（第1類費・第2類費）及び加算額（障害者・母子世帯等・児童を養育する場合など）、②住宅扶助基準、③教育扶助基準・高等学校等就学費、④介護扶助基準及び⑤医療扶助基準等を加算して算出される。生活扶助基準は定期的に検証・改定が行われているが、例えば、令和7年4月時点のものにおいては、①生活扶助のうち、第1類費（食費、被服費等の個人単位の経費に相当するもの）の基準額は、年齢及び地域の級値に応じて、法定養育費の対象となる0歳～17歳の年齢について3万7000円～4万9270円と定められており、第2類費（光熱水費、家具什器購入費等の世帯単位の経費に相当するもの）の基準額は、1人世帯について2万7790円、2人世帯について3万8060円と定められている。また、①の加算額のうち、母子世帯等の加算額は、地域の級地に応じて、児童1人の場合1万6100円～1万8800円と定められており、児童を養育する場合の加算額は、児童1人につき1万0190円と定められている。さらに、③教育扶助等の基準額は、小学生3400円、中学生5300円、高校生7300円と定められている。なお、②住宅扶助は、基準額の範囲内で実費相当が、④介護扶助及び⑤医療扶助は、実費の平均月額が計上される。そして、生活保護費は、このような基準により算出される「最低生活費」から社会保障給付等を含めた収入を差し引いた差額が支給される。

2 児童手当・児童扶養手当の支給額

児童手当の支給額は、令和6年12月時点において、児童が3歳未満の場合は、第1子及び第2子につき月額1万5000円、第3子以降につき月額3万円、児童が3歳以上高校生年代までの場合は、第1子及び第2子につき月額1万円、第3子以降につき月額3万円である。

児童扶養手当の支給額は、令和7年4月時点において、養育者らの所得に応じて、第1子につき月額4万6690円～1万1010円、第2子以降は、1人につき月額1万1030円～5520円の加算である。